# イツ労働法における真正貸借労働関係の法理

三当事者間における労働契約上の権利義務関係の考察を中心に――

日本学術振興会特別研究員博士後期課程神戸大学大学院法学研究科神戸大学大学院法学研究科 中内 打(なかうち さとし)

一 はじめに (1)真正貸借労働関係の意義

目

次

(2)本稿の目的と射程

二 学説の歴史的展開

(1)第一期 有力説が形成されるまで

(2)第二期 有力説の確立

(3)第三期 批判説の登場

三 判例理論の足跡

(2)労災に関連しない訴訟

おわりに

(2)若干の私見

(3)今後の課題

(1) 労災関連訴訟

(1)学説・判例の総括

はじめに

# 真正貸借労働関係の意義

(1)

借主の三当事者間の関係を指す。この対概念 就労する際」に生じる、貸借労働者・貸主・ 要になった場合にのみ、借主の下で一時的に arbeitsverhältnis) ]とは、「[労働者送出企業で harbeitsverhältnis)」が存在するが、これは る] 借主 (Entleiher) の事業所において労働者 で労働に従事しつつ、[労働者受入企業であ 者 (Leiharbeitnehmer) が、主として貸主の下 ある貸主 (Verleiher) に雇用される] 貸借労働 として、「不真正貸借労働関係(unechtes Lei の不足が生じた場合、もしくはその増強が必 「貸主が派遣 (Ausleihe) を目的として貸借労 「真 Œ 貸 借労 働関係 (echtes

> る。例えば、労働者派遣事業は許可制である より、国家の厳しい監督の下に規制されてい(Arbeitnehmerüberlassungsgesetz, AÜG)」に(Arbeitnehmerüberlassungsgesetz, AÜG)」に 者と派遣先との労働契約関係が擬制される 効になる (九条一号)。それに伴い、 働者との契約、 合、当該派遣は違法であり、 労働者派遣として、いわゆる「労働者派遣法 の関係を指す。現在、不真正貸借労働関係は 主に派遣する場合」 に生じる、右三当事者間 働者を雇用し、業として(gewerbsmäßig)、 (一〇条一項)。 (同法一条)。無許可で労働者派遣を行った場 派遣元と派遣先との契約は無 派遣元と派遣労

関係は、 下、単に「労働者」という)・貸主・借主の三者 たがって、当該関係に登場する貸借労働者(以 に、この労働者派遣法の適用を受けない。し これに対して、真正貸借労働関係は原則 私法上の一般原則と従来の労働関係

る。 0)

なぜなら、

筆者の関心が専ら、

法規によって規整されることになる。

すなわち、「出向関係の三当事者間の法律関係

#### (2)稿の目的と射程

の企業はしばしば「出向」を活用す

場合も増えてこよう。それゆえに、これまで 者間の権利義務関係に関する内容が争われる 出向時の労働条件やその責任分担等、三当事 向命令権の根拠」だけでなく、 想される。 向に関わる法的紛争はますます増加すると予 論点は十分に議論されていないのである。 <sup>(2)</sup> 十分に議論が尽くされてこなかった右論点 という)は法的にいかに評価されるか、という 削減の際の失業防止措置として実施される。 の三当事者間の関係 (以下、これを「出向関係」 されて成立する出向労働者・出向元・出向先 れてきた。いいかえれば、実際に出向が実施 たされれば出向が許されるか、に重点が置か 命令権の根拠」、すなわち、いかなる要件が満 ようになった。とはいえ、その議論は「出向 子事件(東京地判昭和四一年三月三一日、労民集 あるいは、 七巻二号三六八頁) を契機に活発に議論する 出向は今後も活用される可能性が高く、出 かかる出向に関して、学説・判例は日立電 極的な経営目的推進のための措置とし 出向は、 かかる紛争においては、 不況を理由になされる企業の 技術移転や人事交流など、より 出向労働者の 従来の「出 て(8

> 如何」は、 積しているように見受けられる。 とりわけ、これまでの学説の議論はかなり蓄 も一九三〇年代後半から議論を開始している。 関係の三当事者間の法律関係について、 働関係の状況を見るに、学説・判例は、 翻って、 ドイツ労働法における真正貸借労 早急に解明されるべき課題である 早く 当該

議論のための一つの参考になると思われる。 関係における学説・判例の議論の成果は、出 って規整される。したがって、真正貸借労働私法上の一般原則と従来の労働関係法規によ 比較法的考察の1つの契機、あるいは今後の 向関係の三当事者間の法律関係如何について 定期間就労する関係を指す。第二に、両者は えられる。それは以下の理由による。第一に 0 の相手方たる使用者とは異なる企業の下で一 両者は少なくとも概念上、労働者が労働契約 いにしても、一定の共通性を有していると考 本稿は、 企業間労働力移動の形態であるとはいえな 真正貸借労働関係と出向関係は、 かかる問題意識に基づいて、真正 全く同一

> わない。 組織法ならびに労使関係法に関する議論は扱 である。 働契約上の権利義務関係の解明に存するから ける借主の指揮命令権限の発生根拠など、労 賃金支払義務負担者の帰趨や労務の提供を受 したがって、 公務員関係法、 事業所

若干の私見と今後の課題について述べる。 それら学説・判例の議論を総括するとともに て判例の議論を取り上げ、 本稿は、 以下、二において学説、 最後に四として、 三にお

#### 学説の歴史的 展開

る学説・判例の今日までの議論を歴史的に観 貸借労働関係の三当事者間の法律関係に関す 法律関係のなかでも私法上のそれに限定す し、それを描写することをその目的とする。 本稿はその検討対象を、三当事者間 例えば 説に対する批判が生じた時期といえる。 る時期である。第一期は有力説が形成される キッシュ (Arthur Nikisch) の見解が確立され 八〇年代初め~)である。このうち、 えた時期である。本稿は、 までの議論が展開された時期、 える有力説のヒュック(Alfred Hueck)とニ は、現在もなお学説・判例に多大な影響を与 九六〇年代初め~八〇年代初め)、 九五〇年代中頃~六〇年代初め)、(3)第三期 (一 九三〇年代後半~五〇年代中頃)、 に四つに区分できる。すなわち、 学説におけるこれまでの議論は、 その目的である三当事者間の私法上の法 現在は、 議論が終息し安定した状況を迎 右時代区分に従っ 第三期は有力 (2)第二期 (二 4)現在(一九 (1)第一期(一 時系列 第二期 そし

間に三当事者の関係を分ける。 律関係に関する議論を描写する。 る議論の描写にあたっては、 β・借主―貸主間、 γ α・借主--労働 貸主一労働者 なお、 かか

説と二重説を対比させて論じる。 である、と捉える単一労働関係説(以下、「単 法律関係を考察するにあたっては、この単一 存在する労働契約関係は貸主―労働者間のみ の労働法上の関係も成立せず、三当事者間に という)である。他方は、当該両者間には何ら る、と捉える二重労働関係説(以下、「二重説」 と借主―労働者間の二つの労働関係が存在す が成立し、三当事者の中に、貸主―労働者間 当該両者間に「労働関係(Arbeitsverhältnis)」 これに対する評価は二つに分かれる。一つは 一説」という) である。三当事者間の私法上の α・借主―労働者間の法律関係如何である。 第一期から第三期を通ずる最大の争点 は

条の安全配慮義務である。他方、忠実義務は付随的義務であって、具体的には民法六一八 botspflicht) 注目する。配慮義務は労働契約上の使用者の れは、例えば、競業避止義務 (Wettbewerbsver 労働契約上の労働者の付随的義務である。そ 実義務(Treuepflicht)、の三点に関する議論に 命令権限、③配慮義務 (Fürsorgepflicht) と忠 とりわけ、 ①賃金支払義務負担者、 や守秘義務 (Verschwiegenheitsα・借主―労働者間の考察の際 ②借主の指揮

pflicht) を具体的内容とする!

労務を提供するという外観を呈する。第三に、 において現れると推測される。 単一説か二重説かという評価の相違が右三点 な、つまり借主の指揮命令に従って労働者が 者との関係は、 る。 重要な要素を構成する。 右三点を取り上げた理由は以下の通りであ 第一に、それらが労働契約関係における 労働契約関係が存在するよう 第二に、 借主と労働

という)である。 が生じるとする見解 入 (Eingliederung)」された時点で「労働関係 a説」という)と、労働者が借主の事業所に「編 提供しそれを受領するという事実から直接に によって二つに分かれる。すなわち、労務を 「労働関係」を認める見解(以下、これを「Ⅱ 当該期の二重説は、「労働関係」の成立根拠 第一期 有力説が形成されるまで (以下、これを「Ⅱb説」

Molitor)の見解に類似すると思われる。 ーォン (neinz rotthoff) やモリトール (ロ) 分野において有効な労働契約の存在が前提と 当時、社会保険法や労働裁判所法などの公法 考えない。事実上の労働関係、つまり、労働 は、 者が実際に労務を給付するという事実を重視 義務を導き出すことを主張する。それは、 Ⅱa説の考え方は、ヴァイマール期のポッ かかる事実に基づいて、労働契約上の権 労働契約を労働関係の不可欠な前提とは (Erich 彼ら

> として導入せよ、という内容であった。 を、労働契約上の責任負担者を決定する基準 liche Beschäftigung) をなしたか」という基準 た「労働者が誰に対して実際の就労 (tatssäch 公法上の義務負担者を決定する際に用いてい rungsamt)が労働保護法や社会保険法などの 的な主張は、ライヒ保険庁(Reichsversiche を失っていたことを理由とする。 って労働契約がその契約内容を規律する機能 されていないこと、労働保護法規の整備によ 彼らの具体

gang Siebert) らによって主張されたナチス期 務が発生するとされたのである。 括した、使用者の配慮義務と労働者の忠実義 に基づいて、賃金支払義務や労働義務をも包 係」 概念が最も重要になる。この「労働関係 事業所への「編入」によって生じる「労働関 いう機能のみを有するに留まる。かわって、 れ、単に事業所共同体への加入行為の端緒と せる当事者の合意という債権法的性格を奪わ された。労働契約は、 は、労働契約と「労働関係」とは完全に峻別 の「労働関係」概念に類似する。ナチス期に 他方、II b説のそれは、ジーベルト (Wolf 権利義務関係を発生さ

要する おいて主張され、 概念は、ヴァイマール期あるいはナチス期に 「労働関係」概念を背景とすることに注意を すなわち、 IIab両説が用いる「労働関係 労働契約から切り離された

分かれる。その根拠如何によって、以下の三つの見解にの間に労働契約関係が存在しないと捉えるがこれに対して、単一説は、借主と労働者と

契約関係は成立しない。 第一に、借主と労働者との関係が労働関係に立って、借主と労働者との間に労働は関係を労働関係と定義する。真正貸借労働性に自らの労働力の処分を使用者に委ねる法律関係を労働関係と定義する。真正貸借労働は、労働者が無限定かつ無条である。 I a 説は、労働者が無限定かつ無条件に自らの労働力の処分を委ねるにすぎない。したがって、借主と労働者との関係が労働関係の構えるべき内実を満たしていないことを理めば、これで、「記」という)は、対策を対象を表する。

ハ。 (2) る。しかし、その根拠は明らかにされていなする見解 (以下、これを「Ib説」という) であめることは法的に不可能であることを理由とめるニに、二つの労働関係の存在を同時に認

に合致することを根拠とする。 で説」という)である。これは、借主と労働者 の対の無話を認めるような事情も存在してい ないことを理由とする見解(以下、これを「I ないことを理由とする見解(以下、これを「I ないことを理由とする見解(以下、いないこと、 の契約締結を認めるような事情も存在してい の契約締結を認めるような事情も存在してい の契約締結を認めるような事情も存在してい の契約締結を認めるような事情も存在してい の契約に対していないだけでなく、両者間に黙示

# ①質金支払義務負担者α 借主—労働者間

[二重説] II a 説は、ヴァイマール期の主張には沈黙する。

当該契約に基づいて、 三二八条にいう「第三者のためにする契約 ことができる。 て、 借主―貸主間について言及するのみである。 と述べるに留まる。同説は、このほかに、β・るかは三当事者の一致した契約意思による、 う。つまり、借主は当該義務を負担しない。紅義務は労働契約上の使用者である貸主が負 労働契約関係ではないことを理由に、 直接に賃金請求権を行使しうる、 のように述べる。借主と貸主との契約によっのように述べる。借主と貸主との契約によっ Ic説はIa説と同旨の主張に加え、以下 Ib説は、 [単一説] Ia説によれば、 借主が賃金支払義務を負う旨取り決める Vertrag zugunsten Dritter)」である。 いかなる権利義務関係が発生す かかる契約の法的性質は民法 労働者は借主に対して 両者間の関係が 賃金支

## ②借主の指揮命令権限

渡に基づくと解される。 明確に述べられていないが、当該請求権の譲いる。したがって、借主の指揮命令権限は、譲渡される (民法六一三条二文参照) と解して譲渡される (民法六一三条二文参照) と解して

[単一説] I a 説は、借主の指揮命令に従って労務を給付するという労働者の意思と、彼て労務を給付するという労働者の意思と、彼れ方務を発しない限りで、とされている。権限を導き出す。その範囲は、貸主が異なる権限を導き出す。その範囲は、貸主が異なる権限を導き出す。その範囲は、貸主が異なる権限を導き出す。その範囲は、貸主が異なる権限を導き出す。その範囲は、貸主が異なる権限を導き出す。その範囲は、貸主が異なる権限を導き出す。その範囲は、貸主の指揮命令権限を導き出す。その範囲は、貸主の指揮命令権限を導き出すると、は、という労働者の意思と、彼る、借主を委任者(Auftraggeber)と表現なら、借主を委任者(Auftraggeber)と表現なら、借主を委任者(Auftraggeber)と表現を任によって根拠づける可能性がある。なぜ、は、資主の情報を発行するという労働者の意思という。

# ③配慮義務・忠実義務

外観を呈する。それゆえに、 提供するという、労働契約関係にあるような 義務が発生するか否かが問題となる。 先に述べたように、借主と労働者との関係 借主の指揮命令に基づき労働者が労務を 両者間にかかる

認める。配慮義務、 [二重説] Ⅱb説は、 借主に対する労働者の忠実義務を 労働者に対する借主の

0

る。(紀)の提供される人格を保護する関係、の提供される人格を保護する関係、 らの人格そのものを提供し、他方当事者がこ が成立することを理由とする。人格法的関係 格法的関係(personenrechtliches Verhältnis)」 者の忠実義務を認める。それは、 とは、一方当事者が個々の給付ではなく、自 [単一説] Ia説は、 借主の配慮義務と労働 両者間に「人 とされ

由とする。 的関係」と同旨と解される。 両者間に「人格法的忠実関係 (personenrecht liches Treueverhältnis)」が成立することを理 I C 説もIa説と同じ結論を導く。 当該関係はIa説のいう「人格法 それは

#### β 借主— -貸主間

ることは疑いない。 主がこれを受け入れる、 この両者間に、 貸主が労働者を送り出し借 という契約が存在す

[二重説] Ⅱb説によれば、 右契約に基づい

> て、 を負わない。 (質)。 (質)。 働 委ねる義務と、労働者が正確に(pünktlich)労 とって有用な労働者の労働力を借主の処分に 『を開始できるようにする義務を負う。 貸主は借主に対して、 給付すべき労務に した

と同旨といえよう。 を一定期間委ねる義務を負う。これはHb説定された労働に有用な労働者の労働力の処分 契約に基づいて、 [単一説] Ia説とIb説によれば、 貸主は借主に対して、予 両者間

付に関する責任を負わない、 当該契約は労働者自身を送り出すことが債務 る際に過失が存しない限り、 である。したがって、貸主は労働者を選択す 当該労働者の能力に関する説明義務を負う。 うにする義務、 対して、労働者が正確に労働を開始できるよ (ordnungsgemäß)選択をなす義務、ならびに る。かかる契約に基づいて、貸主は借主にIc説は右の主張に加え、以下のように述 労働者について秩序に従った ځ 労働者の労務給

## 貸主一労働者間

づいて生じる貸主と労働者の権利義務関係も と解される。 約関係はなお継続する、 労働関係が発生しても当該両者間の労働契 一説と二重説のいずれの見解も、 したがっ て、 という点で一致する 当該労働契約に基 真正貸

存続することになろう。

される、と主張する。 <sup>(級)</sup> される、と主張する。 あるいは第三者のためにする契約の締結か連 害担保契約(Garantievertrag)が締結される、される。この点につき、IIa説は、黙示に損 に対する労働者の賃金請求権との競合が想定 賃金請求権を認める。 [二重説]Ⅱab両説は借主に対する労働者 ゆえに、これと貸主

労(Wiedereinstellung)」請求権がそれぞれ生 じる、 と。 と。 kehr) 」 請求権と貸主に対する労働者の「再就 る場合、労働者に対する貸主の「復帰(Rück は派遣期間が終了した場合に言及する。 IIb説は、 真正貸借労働関係が消 滅ある かか

には、 害賠償義務を負う、 付を拒否した場合、 者を就労させなかった場合、受領遅滞に陥る。 れに関連して次のように述べる。貸主は労働 IIb説と同様に、労働者に対する貸主の復帰 滅あるいは派遣期間が終了した場合について (Wiederbeschäftigung)」請求権を認める。こ請求権と貸主に対する労働者の「再就労 [単一説]Ic説も、 低義務を負う、と。 貸主または労働者は相手方に対して損 労働者は貸主の事業所における労務給 給付遅滞に陥る。 真正貸借労働関係が

#### (2)期 有力説の

在に基づいて、 入された時点で「労働関係」が発生する、 場合など)には、 によって「労働関係」が生じると捉える。 入する義務を負い、事業所への労働者の編入 捉える。 働契約の締結によって労働関係が展開すると 働契約を労務給付と賃金支払の交換を目的と 内容をそれぞれ要約すれば、「契約説」は、 とを肯定する。 いう。「編入説」は、 によって使用者が労働者を自らの事業所へ編 した債権契約あるいは双務契約とし、この労 れの見解を展開したことによる。この二説の rie)」の立場から、ニキッシュが「編入説 すなわち、 る。それは、ヒュックが「契約説(Vertragstheo (Eingliederungstheorie)」の立場から、それぞ 例外的な場合(労働契約が無効になった 期に 他方、「編入説」は、労働契約の締結 ヒュックとニキッシュの対立であ おける単一説と二重説の対立は 労働者が使用者の事業所へ編 労使の権利義務を導き出すこ かかる「労働関係」の存 労 ع た

借 雛された「労働関係」概念を認めない以上、 に依拠する以上、つまり、労働契約から切り 主と労働者との間に労働契約関係は存在 ヒュックは、「貸借労働関係は、 単一労働関係である」と述べるに留ま その理由に触れていない。彼が「契約説」 …労働法

> れていることに注意すべきである。 る「労働関係」概念も労働契約から切り離さ 合にあたる。したがって、ニキッシュの用い 編入説のいう労働関係が発生する例外的な場 なわち、彼によれば、真正貸借労働関係は、 編入による労働関係が生じる」と述べる。す約に基づかない、借主の事業所への労働者の キッシュは、「借主と労働者との間に、 、労働契 す

#### ①賃金支払義務負担者 借主—労働者間

α

る§づ 。き、 めにする契約であり、 た場合、その法的性質は第三者 (労働者) のた 受けることができる。 主は、貸主との契約によって当該義務を引き が負う。 契約に基づく義務であることを理由に、貸主 [ニキッシュ]賃金支払義務は、 借主に対して直接に賃金を請求しう つまり、借主はこれを負わない。借 かかる契約が締結され 労働者は当該契約に基 それが労働

す。効果について、 的に貸主が負(ラ゚。 ヒュックも、借主によ労働契約関係が存続することを理由に、 の借主と貸主との契約の法的性質、その法的 金支払義務の引受の可能性、 [ヒュック]当該義務は、 ニキッシュと同様の主張 貸主と労働者との 引き受けた場合 借主による賃 基本 んをな

## ②借主の指揮命令権限

いと結論するであろう。これに対して、

対する指揮命令権限を取得する(58) [ニキッシュ] 借主は貸主との契約によっ かつ労働者が同意した限りで、 労働

の合意の内容を限界とする。なぜなら、転する。その権限の範囲は、貸主と労働 命令権限もこれに伴って、貸主から借主へ移 る(民法六一三条二文参照)。したがって、 は許されないからである。 によって労働者の労働義務を拡大させること 者の同意を得ないまま、 合、貸主の労務給付請求権が借主へ譲渡され [ヒュック]真正貸借労働関係が発生した場 貸主と借主との契約 貸主と労働者と

# ③配慮義務・忠実義務

じ さ る<u>@</u>れ 。た、 hörigkeit) 」に基づいて、労働者に対する借主 する義務と、 の配慮義務、 [ニキッシュ]「事業所所属性(Betriebszuge-借主に対する労働者の忠実義務が生 とりわけ事業所の危険から保護 派遣の目的に即して適切に制約

うに配慮する義務を負う。 所の設備が民法六一八条の要請に適合するよ えに、その付随的義務である忠実義務をも負 へ譲渡されることによって、 付に関する限りで、 うことになる。他方、 に対して直接に労務給付義務を負い、 [ヒュック]労務給付請求権 配慮義務、 借主は労働者の労務給 労働者は が貸主から借 とりわけ事業 それ

### 借主—貸主間

還することができる。 者を呼び戻すことができ、 が生じた場合、期間満了以前に、貸主は労働 契約に基づく。当該契約について債務不履行 [ニキッシュ]労働者の派遣期間は両者間 借主は労働者を返

[ヒュック]彼の主張はニキッシュと同旨で

## 貸主—労働者間

によってもなお継続することを前提とする。(G) 間の労働契約関係が真正貸借労働関係の発生 したがって、当該契約関係から生じる権利義 ヒュックとニキッシュはともに、この両者 それぞれ貸主と労働者に帰属すること

労働関係が完全に復活する ば、「労働契約に基づく労働者の貸主に対する 利を貸主に対して有する」。 ヒュックによれ との間に存在する労働契約に基づく全ての権 シュによれば、かかる場合、「労働者は、貸主 派遣期間が満了した場合に言及する。 両者は、真正貸借労働関係が消滅あるいは 。ニキッ

一者間の労働契約関係に戻ることを指すと解 これらはおそらく、貸主と労働者が通常の

#### (3)批判説の登場

する批判として唱えられる。 この期の見解は、 第二期のヒュック説に対

lichkeit) に比して、遜色ないそれを貸借労働 対して有する指揮命令可能性(Weisungsmög る。 照)、借主が負担する責任を貸主の補助者責任 0 を有する。第二に、ライヒ労働裁判所一九四 が労働法的性格 (arbeitsrechtliche Charakter) 挙げる。第一に、借主と労働者との法律関係 働関係」が成立する理由として以下の三点を である、と主張する。彼は、当該両者間に「労 は「二重労働関係(Doppelarbeitsverhältnis) が成立することを理由に、真正貸借労働関係 Maly) が、借主と労働者との間に「労働関係 (Gehilfenhaftung) と構成するには無理があ |年六月五日判決のように (後述三1)②参 ①まず、マイヤーマリー (Theo Mayer 第三に、借主は、自ら雇用する労働者に

も発生する。かかる見解は、これまでの二重利義務関係が、借主と労働者との間において 発生することによって、貸主と労働者との権 者に対して有している。 ^離されているからである。 の延長線上にあるといえる。なぜなら、彼 彼によれば、当該両者間に「労働関係」が 「労働関係」概念もまた、労働契約から切

ヒュックと同じ単一説の立場から

きないではないか、と。する復帰命令権を法的に根拠づけることがで 請求権が譲渡されると解すると、貸主が行使 するはずである。にもかかわらず、労務給付 帰属する。貸主が復帰命令権を行使しうるこ 権であるから、基本的に労務給付請求権者に 労働者の労働義務を具体化する使用者の形成 はこの点につき、貸主の労務給付請求権の借 とは明らかであり、指揮命令権は貸主に帰属 ように説明される。すなわち、指揮命令権は 自らの指揮命令権の行使を借主へ授権した 主への譲渡と解した。コンツェンは、貸主が の指揮命令権限の法的根拠である。 の主張の次の二点を批判する。 (ermächtigen)と捉える。その理由は以下の コンツェン (Horst Konzen) は、 ヒュック ヒュック

渡というヒュックの主張を否定したために、 新たな法的根拠を提示せざるを得なくなっ は借主と労働者が当該義務を負うことを肯定 義務を根拠づけた。コンツェンも、 付義務を負うことを理由に、配慮義務と忠実 つまり、労働者が借主に対して直接に労務給 労務給付請求権が貸主から借主へ譲渡される ある。これは第一点と関連する。ヒュックは、 である。 第二に、配慮義務と忠実義務の法的根拠で しかし、第一点で労務給付請求権の譲 結論的に

当事者が保護義務を負う、と。 に保護関係が生じ、この保護関係に基づいて であっても、一定の信頼関係に入れば法定的 義務は連続的に捉えられ、すべての保護義務 後に当事者の意思に基づいて認められる保護 られる保護義務 (Schutzpflicht) と、契約締結 の過失」の理論で法定的に(gesetzlich)認め 約すれば以下のようになろう。「契約締結上 後者を支持する。統一的保護関係の理論を要 護効を伴う契約(Der Vertrag mit Schutzwir kung für Dritter)」 ~ ′ hältnis)」の理論の二つの概念を提示するが、 「統一的保護関係(ein einheitliches Schutzver 彼は、その根拠として、「第三者のための保 契約成立の有無に関わらず事実上のもの 取引上の接触に始まり段階的に濃密にな カナーリスが唱えた

> 約である。 来の契約に入り込む、という効果を有する契 つ連帯債権者(Gesamtgläubiger)として、 該当事者の連帯債務者(Gesamtschuldner)か ることなく当事者として留まり、 契約の一方当事者が、当該契約から排除され 契約引受人の引受契約の相手方である従来の 場合が挙げられる。つまり、契約参加とは、 参加 して、人的会社に新たに社員として参加する のである。契約参加とは重畳的な「契約引受 (Vertragsübernahme)」といえ、その一例 (Vertragsbeitritt)」である、 引受人が当 と主張 んした 従

拠づけられる貸主の使用者としての地位に関り、とくに借主は、その労働契約によって根間で締結された労働契約の存続を希望しておを分析すれば、彼らは皆、貸主と労働者とのの三点である。第一に、三当事者の意思内容のコルインツェがかかる主張をなす根拠は以下

#### (4) 現在

概観すれば以下のようになろう。存在しないようである。今日の学説の状況をこれまでの二重説にあたる見解は、もはや

### 百主—労働者間

α

ることができる。 の契約によって、当該義務を負う旨取り決め の契約によって、当該義務を負う旨取り決め にの契約関係も存在しない。したがって、借 らの契約関係も存在しない。したがって、借

て制約される。 と、借主に給付される労務との関連性によっ 張される。その権限の範囲は、労働者の同意 張される。その権限の範囲は、労働者の同意 で、貸主の労務給付請求権の借主への譲渡、 て、貸主の指揮命令権限 この法的根拠とし

ないとはいえ、事実上の関係でもない。借主||③配慮義務・忠実義務||両者間は契約関係に

害賠償義務を負う、と。 対しても、 債権者自身が保護義務や配慮義務を負う者に を通じて債務者の給付と接触をもち、 約の相手方たる債権者のみならず、債権者と 下のように説明されよう。債務者は、単に契 よって認められている。当該契約の効果は以 ら発展した概念であり、いまや学説・判例に る。この契約は、第三者のためにする契約か た「第三者のための保護効を伴う契約」であ その法的根拠は、 負う。シャウプ (85) に対して注意義務 (Sorgfaltspflicht) や保護義 は労働者に対して配慮義務を、 定の法的関係にある者、すなわち、債権者 具体的には、 契約上の保護義務違反について損 (Günter Schaub) によれば コンツェンが採用しなかっ 守秘義務や競業避止義務を 労働者は借 かつ、

と。(ミッ)。おって借主が労働者に対して配慮義務を負う、よって借主が労働者に対して配慮義務を負う、 べる。 伴う契約である。前者の合意によって労働者 trag)」が、それぞれ第三者のための保護効を 働者派遣契約(Arbeitnehmerüberlassungsver 働関係にあてはめるに際して、次のように述 が借主に対して守秘義務等を、後者の契約に 労働者の合意と、 シャウプは、 真正貸借労働関係を発生させる貸主と かかる契約概念を真正貸借労 貸主と借主が締結する「労

択に過失がない限り責任を負わない。 (88) (88) (88) pflicht)を負う、と。 労働者が契約に従って (vertragsgemäß) 就労 要とされる資格を有する労働者の労働力の処 労働者派遣契約によって、 しているか、借主が労働保護法規を遵守して るかを監督する義務(Überwachungs あるいは、 以下の二つの主張がある。両者が締結する 予定された労働に有用であり、 かかる契約に基づいて、貸主は 貸主は借主に対し かつ、必

## 貸主一労働者間

る。(氮)、生してもなお労働契約上の使用者であり続け て、 働者との間でのみ締結されている。 貸主が負う。 三当事者間において、労働契約は貸主と労 賃金支払義務は労働契約上の使用者たる 貸主は、真正貸借労働関係が発 したがっ

#### Ξ 判例理論 の足跡

関連訴訟と②労災に関連しない訴訟とに分類 義務関係(例えば、 できるが、その多数は前者①が占めている。 いかえれば、労働契約に基づく主たる権利 真正貸借労働関係に関連する裁判は⑴労災 指揮命令権限や賃金支払義務

> 決・決定に依拠していると考えられる。 裁判所(Reichsgerichthof)が下した少数の 裁判所 (Reichsarbeitsgericht) あるいはライヒ 判断に限定する。判例の理論的枠組みは、 における議論と異なり極めて限定的になろう。 いう観点からすると、裁判所の言及は、 ある三当事者間の私法上の法律関係の解明と かったのである。 二次世界大戦以前の最上級審たるライヒ労働 なお、 が直接的に争われることはほとんどな 本稿は、その検討対象を最上級審の したがって、本稿の目的で

## **労災関連訴訟**

(1)

①ライヒ労働裁判所一九三八年四月二七日 ここでは、 判 決<sup>9</sup>〕 五つの裁判例を取り上げる。

訴訟を提起した事件である。 八条の配慮義務違反を理由に、 本件は、 労働者が借主に対して、 損害賠償請求 民法六一

れていた。 から一九三八年まで、訴外V(貸主)に雇用さ [事実の概要] 原告X (労働者) は一 一九〇九

った気管支炎に罹患して、一九三一年四月以 作業に従事していた。しかし、喘息症状を伴 めの被告Y(借主)のアンモニア塩倉庫で発破 て、一九一八年頃からコークスを製造するた Xは発破作業責任者(Schießmeister)とし 労働に従事できなくなった。Xはその原

137

Xの請求を棄却。 賠償請求を提起する。 て民法六一八条の配慮義務違反を根拠に損害 させるためのガスであると考えて、Yに対し 倉庫内の粉塵と、 第一審と原審はともに アンモニア塩を乾燥

置が設置されている。 粉塵が倉庫内に充満していたが、 から乾燥用ガスが使用され、 なお、 問題とされた倉庫では、 . 恒常的にガスとでは、一九二八年 後に換気装

判旨から、 自らの見解を明らかにしていない。本判決の [判旨] 上告棄却。 本判決は、 原審がいかなる見解であったかを 原審の判断を肯定するのみで、

確認する。

われたものである、 Xに対して発破場所や時間について告知して であって、 の請負契約の履行補助者 (Erfüllungsgehilfe) 断した。Xは、YV間に締結された発破実施 ある。この点につき、原審は以下のように判 用契約の締結を主張したと考えられるからで 慮義務を規定する。おそらく、XはYとの雇 用者の労働者に対する生命・健康に関する配 なぜなら、民法六一八条は、雇用契約上の使 (Dienstvertragsverhältnis) の存否であっ Y は、 一の争点はXY これは請負契約上の注文者として行 発破作業に必要なものを用意 XY間に雇用契約関係は存在 間 0) 雇 用 契 約 関 しな た 係

> けることになる、と。 て、 三者(X)のためにする契約を黙示にVと締結 Yに対して損害賠償請求権を行使しうるか、 を行えとするものである。当該契約に基づい 請求権の内容は、民法六一八条に従った配慮 する。このとき、 をしたことによって、民法三二八条にいう第 者として自らの事業所にXを迎え入れる準備 のように述べて、これを認める。 が争われた。かかる論点につき、原審は以下 )関わらず、民法六一八条違反を根拠にXが 次に、 YはXに対する一定の配慮義務を引き受 Yとの雇用契約関係が存在しないに XのYに対する直接の給付 Y は、 注文

関するYの帰責性を否認して、 請求を斥けた。 ていたことを理由に、Xの労働能力の喪失に 原審は、YがXに対する保護措置を尽くし 結論的にXの

ろが、 蔵槽の度量衡検定作業に従事していた。 訴外Hの監督の下で、 tung)」(以下、 告X (労働者) は、 件である。 貸主に対して損害賠償請求訴訟を提起した事 「国家建築指導部 [事実の概要] 被告Y (貸主) に雇用される原 本件は、 ②ライヒ労働裁判所一九四〇年六月五日判 風邪をこじらせた上、 配慮義務違反を理由に、労働者が 単に「指導部」という) 他の労働者とともに、 (Die staatliche 厳寒の中、 顔面筋麻痺に罹 飛行場の貯 (借主)の Baulei ، ح 訴外 決92

> 賠償請求訴訟を提起する。 した。Xは、 患したため、 民法六一八条違反に基づく損害 HがYの履行補助者にあたるこ 長期にわたって労働能力を喪失

Xの労働を監督する可能性もなかった。指揮 YはXに対して自ら指揮命令を下しておらず、 のHは自らの履行補助者ではない、と。 命令は指導部、 Xとの労働契約の締結は形式的なものである。 これに対して、Yは以下のように反論した。 XはYと労働契約を締結している。 とくにHが行っていたが、 賃金は そ

導部から受領している。 賃金とそれに三五%を割り増しした金額を指 Yによって支払われ、社会保険分担金(Sozial-届出義務もYが負っていた。Yは、労働者の beiträge)の支払義務や労働災害(Unfall)の

審は、 理由としていた。 と判示した。これは、Xに対する労務給付請 求権がYから指導部に譲渡されていることを 第一審、原審はともにXの請求を棄却。 つまり、 指導部が自ら民法六一八条の義務を負 HはYの履行補助者ではない、 原

[判旨] 原判決破棄差戾

を否定した。 本判決は以下のように述べて、 原 審 の判 断

っている…。」 義務と民法六一八条の目的と意義の判断を誤 「… [原審] は、 労働関係、 なかでも配慮

である。配慮義務は労働関係の一つの本質的 同体関係の本質から、当然に導き出されるの すなわち、誠実と配慮に依拠した人格法的共 今日の法的認識に基づいて、労働関係の本質、 らかの取り決めによって課されるのではない。 用者は配慮義務を、労務を履行する者との何 せられた配慮義務の一つの現れである。…使 務である賃金支払義務とならんで事業主に課 「民法六一八条の規定は、…債権法上の 僓

構成要素であり、

決して免除され得ない。

らの配慮義務ではなく、 存在しないのであるから、当該第三者は 履行を明示的もしくは黙示的に引き受けたと するからである。 働関係に基づいて発生し、存続する。なぜな まる。かかる場合も、使用者の配慮義務は労働者(Unternehmerarbeiter)の場合にもあては って [第三者である] 他の使用者に労務給付 を排除しない。これは、労働者が使用者によ 八条にいう履行補助者にあたる、ということ 履行を委託し、 義務を委託した] 第三者が労働を指導し監督 を給付する場合、つまり、…いわゆる請負労 に関する処分を委ねられ、その事業所で労務 慮義務を履行した場合、当該他者が民法二七 以上のことは、 [使用者が労働力の処分を委ね、 第三者と労働者との間に労働関係は 当該他者が使用者のために配 使用者が他者に配慮義務の たとえ第三者が配慮義務の 使用者の配慮義務を 配慮 自

> <sub>થ</sub>્ 決参照)。] という権利のみを与えるのである (… [①] 判 者に対してかかる請求権を直接に行使し得る は履行補助者なのである。かりに、配慮義務 履行しているにすぎない。 いう第三者のためにする契約とみなすとして 履行の引受に関する約定を民法三二八条に 当該契約は労働者に、第三者である使用 すなわち、

0)

がなく、 履行していたからである」、と。 導と監督を行っていたという事実を根拠に、 出など、労働関係から生じるその他の義務を 金や賃金の支払い、なかでも…労働災害の届 XとYとの間に労働関係が存することは争い 求権を否定することはできない。なぜなら、 民法六一八条に基づくXの〔Yに対する〕請 「指導部がXによって給付された労働の指 指導部ではなくYが、社会保険分担

て、次のように述べる。 ら指導部へ譲渡された旨の原審の判示に対し さらに、本判決は、労務給付請求権がYか

起する。

与える者をYから… [労務給付請求権あるい 者とみなし得たのである。」 は指揮命令権を]授権された(ermächtigen) ができた。したがって、Xは、自らに指示を 間も〕依然として、Yを使用者とみなすこと 「労働者は、[Hから指揮命令を受けている

> 情は…[存在しないから]、労務給付請求権の 譲渡に対するXの同意があったとする見解に 転するという可能性は、労働生活(Arbeits ではなく、労務給付請求権のみを第三者に移 leben) において、やや異常な事態である。… わらず、労働関係から生ずる全ての権利義務 できない。…労働関係が継続しているにも [本件についてみれば、]…何らかの特段の事

nung) 八九八条あるいは八九九条を援用し得(%) るか否かが初めて争われた事件である。 るライヒ保険法(Reichsversicherungsord ③ライヒ裁判所一九四二年一二月一七日決定(55) 本件は、借主が損害賠償責任免責条項であ

は根拠がない。」

の事故により死亡したため、XはYらに対し に従事していた。ところが、Xの夫が工事中 告Xの夫(労働者)は、 て月額一二〇マルクの終身年金請求訴訟を提 被告Y(借主)の下で溝を掘り起こす夜間工事 [事実の概要] 訴外L (貸主) に雇用される原 他の労働者とともに

Yは、賃金と社会保険料の補償のために、L に一定の金額を支払っている。 必要な道具もしから支給されていた。なお、 Xの夫の賃金はLが支払っており、

Y.はライヒ保険法八九八条を援用できない 認容したため、Yらが上告に及ぶ。原審は、 一審は訴を棄却。原審はXの請求を一部

意

「…[民法六一三条二文にいう労働者の同 特段の事情なしに…導き出すことは

を理由とする。 「事業主(Unternehmer)」にあたらないこと慮義務を独立して負うこと、Yが同法にいうと判示していた。それは、YがXに対する配

[判旨] 原判決破棄差戾。

本判決は

ない。| 「…[原審]の見解に賛成することはでき

して負う旨の原審の判示に対して、本判決は、YがXに対する配慮義務を独立として、原審の判断を否定した。

「… [②] 判決の見解から逸脱する理由

が

由に、
お務給付請求権は譲渡されていないことを理判決は、本件において特段の事情は存在せず、することは認められないとの立場を採る。本使用者が労務給付請求権のみを第三者に譲渡と述べる。すなわち、特段の事情がない限り、

補助者とした。と判示して、Yを配慮義務の限りでLの履行いという点を看過している。」のという点を看過している。」のという点を看過している。」「原審は、YがLに課せられている配慮義

自らの計算に基づいて事業を行う者であるが、ヒ保険法にいう事業主(Unternehmer)とは、断した根拠を次のように説明していた。ライ原審は、Yıが「事業主」にあたらないと判

ない、と。件では、かかる事業主はLであって、Yıではも不利にも直接に影響を受ける者である。本例えば、それは事業の経済的な結果が有利に

ったとしても、ている。したがって、かりに原審の立場を採ている。したがって、かりに原審の立場を採を負担するだけでなく利益も獲得しようとしを負担するだけでなく利益も獲得しよって、費用しに賃金相当額を支払うことによって、費用

いい得る。」 「Yiは、…ライヒ保険法…にいう事業主と

履行補助者であることを理由に、しかし、Yが配慮義務に関する限りでLの

判断したのである。

判断したのである。

「… [本件におけるY,のような] 者の法的地位は、ライヒ保険法八九九条にいう、…損害賠償責任において事業主と同等の地位にある者とすることがふさわしい」、と。

を喪失するに至った。線に接触して大火傷を負った結果、労働能力建築作業中、左手が電圧三〇〇〇ボルトの電九三七年七月、被告Y(借主)の下で高圧線の

たと反論した。 なを回避するために必要な全ての措置をとっめて出訴する。これに対して、Yは、当該事 がて出訴する。これに対して、Yは、当該事 主張して、Yに対して損害賠償と慰謝料を求 れを告知しなかったYに事故の責任があると

増分を合わせてGに支払っている。令を行い、賃金等の出費分と利益としての割支払われていた。Yは、Xらに対する指揮命Xの賃金ならびに社会保険分担金はGから

「判言」原則央皮軽当門の上、くの青皮医却。認容したため、Yが上告に及ぶ。第一審は訴を棄却。原審がXの請求を一部

八九九条の援用を認めた。本判決は以下のように判示して、Yによる[判旨]原判決破棄自判の上、Xの請求棄却

がYに適用される可能性が残されている。」 がYに適用される可能性が残されている。」 接用し得ないと判断した。しかし、これで十 業主にあたらないことを理由に、八九八条を 業主にあたらないことを理由に、八九八条を である。…原審は、Yが、同法…にいう事 同法八九八条にいう「事業主」にあたるか否 「GもYも、ともにライヒ保険法の災害保

本件において、

Yは、…労働者に対する

該規定の目的と本件事実に合致する。」 Yを貸主の授権者として取り扱うことが、 YがGのために配慮義務を履行している限り、 ヒ保険法は想定していたのである。…そして、 のような三者]関係を八九九条を有するライ Gとの間の労働法上の関係の中に入る。…[こ 主の配慮義務を履行する義務を負って、Xと 労務給付請求権を有しているだけでなく、 貸 当

## ⑤連邦通常裁判所 (Bundesgerichthof) 九五三年一月一六日判決(%)

八九九条の援用の可否であった。 係に言及した訴訟である。その争点は、 本件は戦後、 借主によるライヒ保険法八九八条または 最上級審が初めて貸借労働関 やは

主)の下へ派遣されていた。 (労働者)は、他の労働者とともに、被告Y(借 (Schweißer) として雇用されていた原告X [事実の概要] 訴外K (貸主) に溶 接 I

配慮義務違反を理由に、慰謝料等を求めて出 よってXは重傷を負った。XはYに対して、 勤務場所へ移動中に事故に遭い、この事故に 一九四八年一一月、Xらを乗せたYの車が

支払う賃金はYによって補償されている。 や社会保険分担金を負担していた。 そのKの 棄と訴の棄却を求めて跳躍上告。 KはXらと労働契約を締結し、 一審はXの請求を認容。Yは、 彼らの賃金 第一審の

> 免責条項の援用を認めた。 [判旨]跳躍上告認容! 本判決は以下のように判示して、 Yによる

評価しなかった。」 ヒ保険法八九八条と八九九条の意義を正当に 「原審は、 Yの損害賠償責任に関するライ

見解がある。かかる学説を考慮しても、 働者との間にも労働関係が生じ、この労働関 係に基づいて、借主は労働者に対する独立し することの障害とはならない。なぜなら、借 もしくは代理人と同等の地位にあたると結論 がライヒ保険法八九九条にいう貸主の授権者 事業所への労働者の編入によって、 することを否定した。これに対して、 貸主の履行補助者とみなした。と同時に、 主を民法六一八条の配慮義務の履行に関する た配慮義務を負う旨、学説において主張する 主と労働者との間に独立した契約関係が成立 「ライヒ裁判所とライヒ労働裁判所 借主と労 借主の は 借主 借 借

該義務を引き受けるのである。」 労働契約で定められた内容を限界として、 き受けることができるからである。 よって、借主は民法六一八条の配慮義務を引 主と貸主との約定によって、あるいは編入に 借主は、貸主と労働者との間に存続する したがっ 当

> は、 労働災害から生じた労働者の損害賠償請求権 イヒ裁判所の見解に当法廷も賛成する。」 同法八九八条の制限の下にあるというラ

に関するこれまでの判断が変更される。 ヒ保険法の免責条項の借主による援用の可否 判所一九五六年七月四日判決によって、ライところが、右判決の約三年後の連邦通常裁

断されている。れた事件は、かかる「編入」を基準として判 イヒ保険法の免責条項の援用の可否が争わ るか」を全く問わなかったのである。 の授権者もしくは代理人』と同等の立場にあ たるか」、「借主が同法八九九条にいう『貸主 主が貸主の配慮義務に関する履行補助者にあ た。すなわち、右判決は、従来のように、「借(®) ではなく、八九八条の援用の可否を判断し rung)」されているか否かによって、八九九条 本判決以後現在に至るまで、借主によるラ 右判決は、労働者が借主に「編入(Eingliede-

#### 労災に関連しない 訴

(2)

である。 かかる訴訟に分類される裁判例は一件のみ

係が登場した事件であって、 (m) ⑥ライヒ労働裁判所一九三七年三月二〇日判 本件は、最上級審に初めて真正貸借労働関 労働者に対する

イヒ保険法八九九条にいう貸主の授権者もし

「いわゆる貸借労働関係の場合、

借主はラ

くは代理人と同等の地位にある。それゆえに

われた。 借主の俸給 (Befoldung) 支払義務の存否が争

運営上も財政上も極めて密接な関係が存在す 告Y(S郡貯蓄金庫 (Sparkasse) ) (借主) の下 っていた。なお、このS郡とYとの間には、 で業務に従事しており、 (Kreis) [事実の概要] (Dauerangestellter)として雇用されたが、 (貸主) 原 に期間の定めのない職員 告 X Xの賃金はYが支払 (労働者) は訴外S郡 被

雇

俸給請求権を有さず、 して行っているにすぎない。XはYに対して て、たとえYがXに対して俸給を支払ってい X はXの請求を一部認容。Yが上告に及ぶ。 払ったため、XはYに対して留保されるべき Yが月々二○マルクを留保してXに俸給を支 るとしても、それは支払窓口(Zahlstelle)と 債務の不存在確認請求訴訟を提起する。原審 れていたことをXに通告する。これに伴って (Anstellungsverhältnis) を有する。 Yは以下のように反論した。Yで就労する 一九三五年一〇月、 は、S郡に対してのみ任用関係 Sに対してのみ請求し S郡は俸給が過払いさ したがっ

## [判旨] 上告棄却

Yに対して、… [Yにおいて就労する期間]、 てのみ任用関係を有するという事実は、Xが 「Yで業務に従事しているXがS郡 に対し

> ということを排除しない。」 給付した労務につき、 に基づいて得るべき報酬を請求し得る 雇 用契約

ていることが明らかになる。」 によって、「Xらに対する俸給支払義務を負っ 法令に基づいて設立されたYは、 当該法令

するであろう。」 るということが、 した相手方から得る、もしくは得るべきであ 企業で就労する間、自らの報酬を労務を給付 期間を付して、… [労働者] の労働力処分権 他の会社へ、…特定の目的のため、または、 が委ねられる場合も、…当該労働者は、その 俸給支払義務を負うということによって、… 労する義務を負い、そして、YがXに対して が自然な解釈である。…Xが…Yにおいて就 を、労務を給付したYへ請求し得るとするの [当該両者間に]雇用関係が…形成される。」 |関係を有する、あるいは経営参加している 用契約に基づいて自らに帰属するべき報酬 「Yへ配属されたXは、Yで就労する期 「例えば、親会社…[など]から、業務上 通常、 当事者の意思に合致 間

する見解は支持できない。」 S郡に対してのみ俸給の支払を請求すること でき、Yに対して決して請求できない、と 「したがって、Yにおいて就労するXは、 -判決は右のように判示して、 YがXに対

して俸給支払義務を負うことを認めたのであ

(Dienstver

匹

おわりに

る。

#### (1)学説 判例の 総括

り合うことが判明する。 られよう。 結果、両説の主張は結論的に多くの点で重な 比させて、その主張の異同を考察した。その る。本稿は、 との法律関係に関する評価をめぐって対立す 働関係説と単一労働関係説が、借主と労働者 描写してきたが、ここでそれぞれを総括する。 [学説]第一期から第三期を通じて、二重労 以上、 本稿は学説・判例の議論を歴史的 両説を各期毎に各当事者間で対 以下のようにまとめ

#### α 借主—労働者間

①賃金支払義務負担者

基づいて、借主がかかる義務を負うとする(二 契約から切り離された「労働関係」の成立に た場合にのみ、これを認める (三1)②④のα が貸主との契約によって当該義務を引き受け (1)α①、二(3)①)。単一説とニキッシュは、借主 かである。ニキッシュ以外の二重説は、 全ての見解)。 から、賃金支払義務を負う(単一説・二重説の 貸主は、 労働契約上の使用者であり続ける 問題は、借主が当該義務を負う

も存する (三(1) と)。 害担保契約によって根拠づける二重説の見解 約とされる。なお、 当該契約の法的性質は第三者のためにする契 者は借主に対して直接に賃金を請求し得るが、 借主と貸主との右契約に基づいて、 借主の賃金支払義務を損

## ②借主の指揮命令権限

該権限を限定する見解も存する (二⑷α②)。 給付する労務との関連性によって、借主の当 主から借主へ移転する。 労働者の同意に基づいて、指揮命令権限が貸 る見解によれば、貸主と借主との契約および 付請求権の譲渡と解する最も有力に唱えられ を根拠とする二重説もある(二③①)。 の四つの見解が主張されている。「労働関係 三者 (借主) のためにする契約 (二⑴⑷の 🖉) の行使の授権 (二③②)、貸主と労働者との第 労務給付請求権の譲渡(二⑴②⑷のα②)、委任 (二(1)α②)、貸主による借主への指揮命令権 その法的根拠について、貸主から借主 労働者が借主の下で 労務給 への

## ③配慮義務・忠実義務

う契約 (二個 α③) の借主への譲渡 (二(2)α(3)、 (2)α③)、単一説からは貸主の労務給付請求権 的根拠として、二重説からは事業所所属性(二 理論 (二(3)②)、 (Ⅱa説、Ib説を除く全ての見解)。 その法 主は配慮義務を、労働者は忠実義務を負 の三つの見解が唱えられて 第三者のための保護効を伴 統一的保護関係

> すでに過去のものとされている。したが、この概念はドイツ労働法において、 に成立する人格法的関係を根拠とする旨主張 b る。第 一期の単一説 (二1) α ③ は 両者間

### 借主—貸主間

β

る 選択に過失がない限り、 ことができ、 遣期間満了以前に、 第二期のヒュックとニキッシュによれば、派 も、これを支持する見解が存する (二⑷β)。 体に責任を負わない (二⑴β)。現在の学説に ようにする義務を負う。貸主自身は労働者の および当該労働者が正確に労働を開始できる 有用な労働者の労働力処分権を委ねる義務、 て、貸主は借主に対して、予定された労働に 見解によれば、  $\frac{\widehat{\phantom{a}}}{(2)}$ 両者間の契約に債務不履行が生じた場合、 全期を貫く主張は見あたらない。 借主は労働者を貸主へ返還し得 両者が締結する契約に基づい 貸主は労働者を呼び戻す 労働者の労務給付自 第一期

## 貸主—労働者間

関係が消滅あるいは労働者の派遣期間が終了 した場合、 主と労働者との権利義務関係もなお存続する (単一説・二重説の全ての見解)。 労働契約関係は継続する。 (正貸借労働関係が発生しても当該両者間 一期の学説によれば、 したがって、貸 真正貸借労働 貸主に復

> 旨のものと解し得る余地がある(二② とされる (二(1) 火)。 帰請求権が、 労働者に再就労請求権が生じる 第二期の主張もこれと同 γ<sub>œ</sub>

する連帯債権者かつ連帯債務者となる ば、貸主はなお完全な使用者としての地位を 占める。借主は貸主とならんで、 √加説が存在する (二⑶③)。この説によれ これらの主張に加えて、ハインツェの契約 労働者に対

と労災に関連しない訴訟(三②)とに分類し [判例] 本稿は判例を、 労災関連訴訟  $\widehat{\Xi}_{(1)}$ 

断は、 に基づくと解される。 行補助者にあたる、 する限りでVの履行補助者である。かかる判 き受ける。いいかえれば、Yは配慮義務に関 二に、Yは貸主Vの配慮義務を一定限度で引 の配慮義務を認めた。第一に、労働者Xと借 二つの判断を肯定して、 が争われた。 主Yとの間に労働契約関係は存在しない。第 まず、 借主あるいは貸主の配慮義務違反の是非 XがVY間に締結された請負契約の履 労災関連訴訟を見るに、 ①判決は、 という①事件固有の事実 原審が下した以下の 労働者に対する借主 ①②事件で

借主に配慮義務を委託する場合にあたる。 示した。すなわち、 貸借労働関係に関する三つの一般的命題を提 ②判決は、 右①判決の結論を参考にして、 貸借労働関係は、 貸主が

する。

履行補助者である、と。ない。借主は配慮義務に関する限りで貸主の主と労働者との間に労働(契約)関係は存在し

ないことを前提に、 借主と労働者との間に労働契約関係が成立し 判決が提示した一般的命題を無条件に取り入 限りで貸主の履行補助者であることを理由と と同等の地位にあたると判示した。これは、 九九条の「事業主の授権者もしくは代理人」 する際に用いられたのである。 法の損害賠償責任免責条項の借主による援用 主が八九八条にいう「事業主」ではなく、 人」(八九九条) のいずれに該当するかを決定 八条) あるいは「事業主の授権者もしくは代理 れ、これを戦後まで引き継ぐ。 が①②事件とは全く異なるにも関わらず、 可否が争われた。 これに対して、 借主が免責条項にいう「事業主」(八九 ③事件以降は、 裁判所は、 借主が配慮義務に関する 裁判所は、 争われた内容 つまり、 ライ ヒ保 右命 八 借 2 険

限りで貸主の履行補助者にあたる、 邦通常裁判所一九五六年七月四日判決によっ 約関係と捉えていると解される。 かる判例は、 価 契約関係は生じず、 働関係に関して、 を一貫させているといえる。すなわち、 したがって、 真正貸借労働関係を単一労働契 労災関連訴訟の判例は貸借労 労働者と借主との間に労働 借主は配慮義務に関する 確かに、 という評 か 連

> う。 働契約関係であるという評価をも、これによ 借 って変更されたと解するべきではないであろ 方法にすぎない。 件である「事業主」に該当するか否かの判断 変更された内容は、 変更された。 て、 主による援用の可否に関する判断枠組みが ライヒ保険法の損害賠償責任免責条項 しかしながら、 真正貸借労働関係は単一労 借主が当該条項の構成要 右判決によって 0

②判決はまた、貸主の労務給付請求権の借金旨述べる。

労働者が労働契約上の使用者とは異なる者の労働者が労働者又に対する借主Yの賃金(俸事例は、労働者又に対する養務を負い、Yのみである。⑥判決は借主の当該義務を認めた。その理由を同判決は以下のように判示する。XがYにおいて就労する義務を負い、Yのみである。⑥判決は借主の当該義務を認めた。その理由を同判決は以下のように判示する。XがYに財連しない訴訟に分類される

わち、 働契約関係になり得ることを認めているの けば、 者の意思に合致する、 意思に合致することを理由とする、と。 付義務が向かい合って存在する場合、 給付した者から賃金を得るということは当事 下で就労する場合、 に労働契約関係が成立する。 主と労働者との間に、 ⑥判決は以下のように解されよう。 ⑥判決は、 真正貸借労働関係が二重労 当該労働者が自ら労務を ځ 賃金支払義務と労務給 かかる判示に基づ それは当事者の 両 すな [者間 借

の矛盾であると指摘する学説も存する。場が並立するように見える。これを判例理論二重労働契約関係になり得ることを認める立働関係を単一労働契約関係と捉える立場と、したがって、判例においては、真正貸借労

ある。

## (2) 若干の私見

つかの私見を述べる。の出発点となった出向関係に関連して、いくの出発点となった出向関係に関連して、いく

認されるべきである。 約」関係と把握している、 体として、 ことを前提とする。 約関係は貸主と労働者との間にのみ存在する 一説 学説の議論においては、 契約参加説いずれの見解も、 真正貸借労働関係を単 いいかえれば、 第一点として、 ということである 以下の二点が確 一労働 学説は全 二重説 労働契 「契

ろうか

張の接近をもたらしたとも考えられる。 認識が、総括で確認した単一説と二重説の主 働関係は単一労働契約関係であるという共通 徴すれば明らかである。 係が発生するとは全く考慮していないことに と述べるに留まり、 約とは切り離された)労働「関係」が成立する く、二重説も、 単一説と契約参加説は言うまでもな 借主と労働者との間に(労働契 両者間に労働「契約」関 かかる、 真正貸借労

理由とする。 権利義務を設定することは許されないことを った何らかの事実状態に基づいて、 それは、第一に、 二重説のいう「労働関係」概念をいまや採用 に (二③③)、当事者の約束ではなく、 いこと、第二に、ハインツェも指摘するよう できない。これが確認すべき第二点である。 することを目的とするものではないにせよ、 る。本稿は、ドイツにおける主張の是非を決 払義務)を導き出すことを認めるか否かであ 何らかの権利義務関係(例えば、 係」概念に基づいて、借主と労働者との間に 「労働関係」概念は、今日もはや認められな 説と二重説の主張には大きな対立がある。 ない原因 しかし、いかに接近しているとはいえ、 事業所への編入、指揮命令可能性とい 労働契約から切り離された「労働関 は おそらく、 か 労働契約から切り離された かる理由によるのではなか 今日二重説が唱えら 借主の賃金支 私法上の 、労務の 単

> 判例は、 災関連訴訟のすべての事件において、 されるからである。これは、①事件を除く労 労働者との労働契約関係の成否を判断してい 定されていることによって裏付けられる。 払義務負担者は貸主であったという事実が認 い合う場合に、 との間で賃金支払義務と労務給付義務が向 ると考えられるからである。いいかえれば、 払義務負担者をメルクマールにして、 したものと解する。なぜなら、 ように見える。 関係になり得ると考える立場が並立している 一労働契約関係と捉える立場と、二重労働 判例についてみれば、 前掲⑥判決のように、借主と労働者 労働契約関係を認めると推察 筆者はこれらを一貫 真正貸借労働関係 判例は賃金支 、賃金支 借主と か

渡 特段の事情がない限り、 0 る限りで貸主の履行補助者となる。この場合 関係は成立しない。借主は、配慮義務に関す ている場合、 とになる。 間 間 負っている場合、 によって根拠づけることはできない。 借主の指揮命令権限は、 [の権利義務関係はその労働契約に基づくこ [に労働契約関係が成立する。ゆえに、両者 .解するのであろう。借主が賃金支払義務を か かる私見に基づけば、 他方、貸主が賃金支払義務を負っ 借主と労働者との間に労働契約 原則的に労働者と借主との 労務給付請求権 ②判決に基づけば 判例は以下のよう 一の譲

> 係の成立可能性を指摘する主張がそもそも 在しない学説と対比すると特徴的である。 このような判例の立場は、二重労働契約関 こうしたドイツの学説・判例から、 向

がら、 学説は、 明を試みているからである。 とによっ 思われる。 ツの学説・判例の議論は極めて示唆に富むと 見解が存する。かかる立場からすれば、ドイ 念的な考え方ではないか。 場を参考にすると、多少、 を認める。これは、ドイツの学説・判例の立 しかしながら、 係の実態も産業単位や企業単位で極めて多様 働関係の実態が全く不明であること、出向関 それは、 関係について、 した上で、 三当事者間の関係を単一労働契約関係と把握 出向先と労働者との間に労働契約関係の成立 おきたい。 性に富んでいるであろうことを理由とする。 の共通性を有しているとしても、真正貸借労 を展開することには慎重にならざるを得ない。 日独両国の理論のみを単純に比較して、 出向関係を単一労働契約関係と捉える 出向という概念から論理必然的に、 て、 真正貸借労働関係と出向関係が一定 第一に、 民法上の理論や概念を駆使するこ なぜなら、ドイツの学説・判例は その具体的な権利義務関係の解 あえて以下の二点を指摘して いかなる示唆が得られよう。 わが国の行政解釈と多数 硬直的あるいは概 第二に、少数説な 私見

#### (3)の

本稿が触れなかった、とりわけ事業所組織法 事者間の法律関係をドイツ労働法全般にわた と労使関係法の領域に関する検討が求められ って解明するという観点からすれば、今後は 討対象を私法上のそれに限定している。三当 法律関係に関する議論を描写してきたが、検 真正貸借労働関係の三当事者間

不可欠な作業といえる。 がある。これは、第一の課題を検討する上で 係の取り扱いという事実を明らかにする必要 意義、その効果や実態、実務における当該関 見解が背景とする真正貸借労働関係の経済的 その意味で、学説・判例において唱えられ 例の議論状況を歴史的に整理したに留まる。 また、本稿は、あくまでドイツの学説 出向関係との比較を可能にするためにも

(→) Schaub, Arbeitsrechts - Handbuch, 条の邦訳条文を参照。 中で、最も網羅性にすぐれたものといえよう。 彼のこの著書は、約一九五〇頁にもなる大著で 所(Bundesarbeitsgericht)の一九九二年当時の 小法廷裁判長(Vorsitzender Richter)である。 Aufl., 1992, S. 918. シャウプは、連邦労働裁判 「小法廷裁判長」の邦訳は労働裁判所法四二 現在のドイツ労働法に関するテキストの 労働省労働統計調査部編

> 年)五七五頁。 「外国労働法全書」(労務行政研究所、

- (2) 業務性(Gewerbsmäßigkeit)は、派遣元の Band II, 1993, §167 Rdnr. 41 ff. 利益獲得の意思、派遣の継続性、事業の独立性 Handbuch zum Arbeitsrecht/Marschall の三要素によって判断される。 vgl. Münchener
- (4) 正式には、「一九七二年八月七日の業として 1972(BGB1. I S. 1393))」である。 Arbeitnehmerüberlassung vom 7. なされる労働者派遣の規制に関する法律 (Gesetz zur Regelung der gewerbsmäßigen 00
- (5) 不真正貸借労働関係は、わが国においても 学紀要社会科学研究一号(一九八九年)四九頁。 派遣法と使用者地位の分割の法理」釧路公立大 二号(一九八六年)二一四頁、鎌田緋一「労働者 の派遣』と派遣労働者の保護」龍谷法学一九巻 紹介されている。例えば、大橋範雄「【業として
- (7) 出向は、従来の(出向元)使用者の下での労 働法 [第四版]』(弘文堂、一九九五年)三七四 田]。同旨のものとして、例えば、菅野和夫『労 (ミネルヴァ書房、一九九三年)三三六頁 [浜 定義される。久保敬治=浜田富士郎『労働法』 働者身分を保持した在籍の形で一定期間、他者 (出向先使用者)の指揮命令に服させる措置、と
- 久保=浜田・前掲書三三六頁 [浜田]。
- 9 五頁は、労働省が不況に対応して企業間労働力 働力移動の一形態として出向が想定されている。 務経験者から選任する旨報じる。その企業間労 移動をスムーズに行うためのアドバイザーを実 日本経済新聞一九九五年一一月八日付朝刊

- 一九五六
- (¬) Schaub, a.a.O., S. 918.
- Schaub, a.a.O., S. 919.
- 8

- (10) 渡辺裕「出向時の労働条件」学会誌労働法 六三号(一九八四年)四七頁。
- さらに、労務行政研究所が一九九五年四月から 三二二四号 (一九九五年) 二頁以下を参照。 る。当該調査の結果の概要については、「不況下 社のうち、約八七%の企業が出向を実施してい における髙年齢者出向の実態をみる」労政時報 総合実態調査」によれば、回答を寄せた二三二 七月にあけて実施した「高年齢者処遇に関する れば、当時、従業員一〇〇〇名以上のいわゆる 政時報三〇二七号(一九九一年)四二頁以下によ 西経協による『出向に関する調査』(要旨)」労 大企業六八社中、六七社が出向を実施していた。 出向に関する調査結果がそれを物語る。「関

12) 脇田滋教授は貸借労働関係を「ドイツの出 滋]。これに対して、西谷敏教授は、ドイツには 版]』(日本評論社、一九九〇年)六六頁 [脇田 ミ 基本法コンメンタール労働基準法 [第三 向制度」と評される。有泉亨ほか編『別冊法セ とり社会の条件』(労働旬報社、一九九一年)六 出向にあたる制度はない、とされる。西谷飯『ゆ にともなって、普遍化していく、とされている。 多角化などを目的とする企業の経営戦略の展開 社員のキャリア形成や新規事業への進出、経営 旬一一九六号(一九八八年)一九頁では、出向が また、中村和夫「経営戦略の変容と出向」労

(13) わが国の「労働者派遣法」は出向には適用 版]』(有斐閣、一九九四年)八五頁。なお、労働 学説につき、例えば、片岡曻 【労働法(2) [第三 働省職業安定局編著 【改訂版 人材派遺法の実 がない、と解されている。行政解釈につき、労 者派遣法は、正式には、「労働者派遣事業の適正 務解説』(労務行政研究所、一九九一年)三八頁。

等に関する法律」(昭和六○年七月五日法律八八 な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備

(11) 民法六一八条は次のような規定である。六

るべき場所、設備、または器具を設置かつ維持 (三省堂、一九九五年)三九一頁 [青野博之] を れる労務の給付を規律しなければならない。」 し、さらに自己の命令または指揮の下で履行さ 康の危険から保護するために、労務遂行に供す す限りにおいて、労務給付義務者を生命及び健 邦訳条文は、右近健男編『注釈ドイツ契約法』 「労務給付請求権者は、労務給付の性質が許

- (丘) Endemann, Die Rechtsstellung des Leih Wirkungen, RdA 1951, S. 176(S. 178). verhältnisses, seinen Voraussetzungen und mann, Zum Begriff des mittelbaren Arbeits arbeiters, BB 1951, S. 786(S. 787); Kauff Maus, Das Arbeitsverhältnis, 1948, S
- 閣、一九九〇年)三八頁以下、竹下政行「多数当 Band I, 1955, unter II B1, S. 7 ff. 204 ff.; ders., Handbuch des Arbeitsrechts, 事者の労働法律関係(一)」大阪市立大学法学雑 しで例えば、和田路『労働契約の法理』(有斐 研究は多数存在するが、筆者は、近時のものと ポットホフやモリトールの学説を紹介する
- (18) ナチス期の「労働関係」概念を紹介する研 究も多数存在するが、筆者は、近時のものとし 学法学雑誌三五卷二号(一九八八年)四三八頁、 て例えば、和田・前掲書四五頁以下、竹下政行 「多数当事者の労働法律関係(二))」大阪市立大

四六頁以下を参照。

誌三五巻一号(一九八八年)一二五頁、とくに一

あわせて参照。 論』(日本評論社、一九八七年)四二九頁以下も 年)三八九頁以下、西谷敏[ドイツ労働法思想史 Ⅰ 私法一般 [再版增補]』(有斐閣、一九七〇 とくに四四四頁以下のほか、我妻栄『民法研究

- hältnis, 1939, S. 200. Hofrichter, Das mittelbare Arbeitsver
- Hofrichter, a.a.O., S. 201
- Hofrichter, a.a.O., S. 200
- lung der Unternehmerarbeiter, RdA 1954, S. Höcker, Grundsätze über die Rechtsstel

23

Trieschmann, Das Leiharbeiterverhält

nis, DB 1956, Beilage Nr. 16, unter III1a. 労働者身分を当該労働者に与えようとは一時的 履行すると考えている。他方、借主は、自らの は、貸主との労働関係の枠内で制限的に発せら 意思内容について以下のように述べる。労働者 にさえ考えていない、と。 貸主に対する労働義務を借主の事業所において れる借主の指揮命令に基づく労務給付を想定し Ibid. トゥリーシュマンは、労働者と借主の

ある、と。 彼の無制限な労働力処分権を行使し得るからで 主は何時でも労働者を復帰させることによって、 業所との結合(Bindung)を望んでいる。かつ、貸 明される。貸主は可能な限り労働者と自らの事 貸主の利益に合致する理由は以下のように説

- a.O., S. 178. Endemann, a.a.O., S. 787; Kauffmann, a.
- (26) 労働者と使用者との間に中間者が入り込む gliedrige Arbeitsverhältnis)」においては、労 務受領者(Arbeitsempfänger)が使用者である 貸借労働関係のような「多元的労働関係(mehr.

とされる。vgl. Maus, a.a.O., 1948, S. Hofrichter, a.a.O., S. 201.

- b説も、借主ではなく貸主が賃金支払義務を負 者間に労働契約関係は生じないとする以上、I Höcker, a.a.O., S. 128. とはいえ、当該両
- Trieschmann, a.a.O., unter III1b

うと結論するであろう。

- Trieschmann, a.a.O., unter III1c.
- 二八条 民法三二八条は次のような規定である。三

直接に取得する効力をもって、第三者に対する 権法総論』(日本評論社、一九八八年)二三四頁 給付を定めることができる。」(第二項以下省略) 「契約により、第三者が給付を請求する権利を [床谷文雄]を参照。 邦訳条文は、椿寿夫=右近健男編『ドイツ償

(32) 民法六一三条は次のような規定である。 六一三条

疑わしい場合、譲渡することができない。」 を給付しなければならない。労務給付請求権は 「労務給付義務者は、疑わしい場合、自ら労務 邦訳条文は、右近編・前掲書三八一頁 [青野]

- Maus, a.a.O., 1955, unter II B1, S. 9.
- (34) マウスは、労働者が同意する範囲内で、貸 unter II B1, S. 10. Maus, a.a.O., 1948, S. 205; ders., a.a.O., 1955 らすべての権利義務を引き受ける、という。vgl 主と借主との間の契約によって、借主が貸主か
- (35) Hofrichter, a.a.O., S. 200 f. これは、労働 を理由とする。 関係の枠内に限定して、借主に委ねていること 者が、自らの労働力処分権を貸主に対する労働
- (鈴) Höcker, a.a.O., S. 127

- Trieschmann, a.a.O., unter III1b
- 働者と貸主との間でこれを締結すると考えれば 法的に成り立ち得る。 述べているが、これは明らかに誤っている。労 との間で締結される第三者のためにする契約と Ibid. トュリーシュマン自身は、貸主と借主
- (\mathref{main}) Maus, a.a.O., 1948, S. 205; ders., a.a.O. 1955, unter II B1, S. 10.
- Hofrichter, a. a. O., S. 201
- Aufl., 1955, S. 143 ff. 115 ff.; Nikisch, Arbeitsrecht, Band I, 2 des Arbeitsrechts, Band I, 6. Aufl., 1955, S されていた。vgl. Hueck-Nipperdey, Lehrbuch れた当時、労働関係は人格法的関係である、 なわち忠実義務を負い、使用者がこれに対して 付ではなく、人格そのものを投入する義務、 働関係にあてはめると、労働者が個々の労務給 配慮義務を負う関係といえる。この説が主張さ 和田・前掲書二三頁参照。かかる関係を労
- Trieschmann, a.a.O., unter III1a.
- 運河の水先案内人のミスによって持船に損害を 害賠償訴訟を提起した事件であった。 被った船主がライヒ(Reichsfiskus)に対して掲 ウスはかかる主張の根拠として、ライヒ裁判所 一九一二年三月一八日判決を挙げる。これは、 Maus, a.a.O., 1955, unter II B1, S. 8. N

ず証明しなければならない、と。vgl. RGZ 79 三一条によって義務づけられた証明をなすにあ を遂行するに際して注意を払っていたことをま たっては、当該職員が有能であり、かつ、職務 員を慎重に(sorgfältig)選択した旨の、民法八 以下のように述べている。使用者は、自らが職 101(105 f). なお、 民法八三一条は次のような相 ライヒ裁判所は当該請求を認める判示の中で

被用者の選任に際して取引上必要とされる注意 は事業の執行を指揮しなければならない限りに 生じない。」(第二項省略) 損害が発生したであろう場合、損害賠償義務は をなした場合、あるいはかかる注意をなしても おける、かかる供給または指揮に際して、及び が、みずから設備または器具を供給し、あるい 法に加えた損害を賠償する義務を負う。使用者 当該他人が事業の執行につき第三者に対して诡

ツ不当利得・不法行為法』(三省堂、一九九〇年) 一四〇頁 [村田博史] を参照。 邦訳条文は、椿寿夫=右近健男編『注釈ドイ

- (4) Hofrichter, a.a.O., S. 198; Höcker, a.a たると考える。 der entgeltlichen Geschäftsbesorgung)」 にあ 条にいう「有償の事務処理契約(Der Vertrag O., S. 127. ヘッカーは、当該契約が民法六七五
- Trieschmann, a.a.O., unter IIIIc
- していない。 当該両者間の労働契約関係の存続を明確に否定 1b. 二重説または単一説の他のいずれの見解も II B1, S. 10: Trieschmann, a.a.O., unter II Maus, a.a.O., 1948, S. 205; ders., a.a.O., unter 消が含まれていないことを理由とする。vgl 主と労働者との合意の内容に労働契約関係の解 限的であること、真正貸借労働関係に関する貸 貸主と労働者の分雕(Ausgliederung)が目的制 労働契約関係が存続する旨明言する。それは、 Ⅱb説とⅠc説は、貸主と労働者との間に
- 保契約とは、 Kauffmann, a.a.O., S. 178. なお、損害担 一方当事者が相手方に、ある一定

「(1)ある事業のために他人を使用する者は うことを約束することによって生じる契約であ ner, Band II, 1985, Vor §339 Rdnr. 14c. ര° vgl. Münchener Kommentar BGB/Söll-

四年)三九頁以下もあわせて参照。 展望 第三巻 担保契約』(日本評論社、一九九 要か」椿舜夫編『離座・現代契約と現代價権の 念はどのような内容のものとして有用ないし必 宮周平]のほか、鶴井俊吉「損害担保契約の観 邦語文献は、椿=右近編・前掲醬二五五夏□

- Endemann, a.a.O., S. 787 Anm. Nr. 6.
- (�) Maus, a.a.O., 1948, S. 205; ders., a.a.O., 及されていない。 1955, unter II B1, S. 9. しかし、その根拠は言

Arbeitsrecht, Band I, 1961, S. 512 ff. Arbeitsrechts, 7. Aufl., S. 380 ff.: Nikisch, vgl. Hueck - Nipperdey, Lehrbuch えば、当時のドイツ労働法は、労働者の就労闘 労請求権の一形態と捉えることができよう。 求権、いいかえれば使用者の労務受領義務を基 再就労請求権は、労働契約に基づく労働者の就 本的に認めていたと考えられる。したがって、 体的な龖論はなされていない。後者についてい 復帰請求権あるいは再就労請求権について見

<u>50</u> リーシュマンもその根拠に言及していない。 Trieschmann, a. a. O., unter III1b.

- 113 ff.; Nikisch, a.a.O., 1961, S. 158 ff. の関係や、二人の見解の差異については以下を 参照。vgl. Hueck-Nipperdey, a.a.O., 1963, S. 二人の見解における労働契約と労働関係と
- Hueck-Nipperdey, a.a.O., 1963, S. 523
- Nikisch, a.a.O., 1961, S. 242.
- Nikisch, a.a.O., 1961, S. 243.

の結果の発生あるいは不発生に対して責任を負

- 5) Hueck-Nipperdey, a.a.O., 1963, S. 524
- (5) Hueck-Nipperdey, a.a.O., 1963, S. 524 Anm. Nr. 41.
- 3) Nikisch, a.a.O., 1961, S. 242
- B) Hueck-Nipperdey, a.a.O., 1963, S. 524.
- るものと考えられているのではなかろうか。 て、ひいては「労働関係」の成立によって生じこれは、労働者の借主の事業所への編入によっ 所所属性」の概念は明確ではない。おそらく、 所のは、この「事業
- Hueck-Nipperdey, a.a.O., 1963, S. 524Nikisch, a.a.O., 1961, S. 243.
- (3) Hueck-Nipperdey, a.a.O., 1963, S. 525 f. Nipperdey, a.a.O., 1963, S. 524. ニキッシュも、質金支払義務は労働契約上の問題であって、貸重がこれを負うとするから、当該両者間の労働契約関係の存続が前提とされていると考えてよ契約関係の存続が前提とされていると考えてより、 vgl. Nikisch, a.a.O., 1961, S. 243.
- (6) Nikisch, a.a.O., 1961, S. 243.
- 6) Hueck-Nipperdey, a.a.O., 1963, S. 525
- 6) Mayer-Maly, Das Leiharbeitsverhältnis, ZfA 1972, S. 1(S. 23).
- 8) Mayer-Maly, a.a.O., S. 23f.
- Wonzen, Arbeitsrechtliche Drittbeziehungen, ZfA 1982, S. 259(S. 282). Hungen, ZfA 1982, S. 259(S. 282). With a control of the control o

版]』(有信堂、一九九五年)二七頁以下を参照

- (7) Konzen, a.a.O., S. 281f. なお、かかる批判にいた。vgl. Birk, Die arbeitsrechtliche Leigtungsmacht, 1973, S. 185 ff.
- 論があろう。
  を前提とするが、その当否には職容であることを前提とするが、その当否には職容であることを前提とするが、その当否には職容がある。
- ) Konzen, a.a.O., S. 285.
- (2) Canaris, Anspruch wegen "positiver Vertragsverletzung" und "Schutzwirkung für Dritter" bei nichtigen Verträgen, JZ 1965, S. 475.

真以下を参照。 (有斐閣、一九七四年)二〇七頁、とくに二四八(有斐閣、一九七四年)二〇七頁、とくに二四八奥田昌道「契約法と不法行為法の接点」於保不奥田昌道「契約法と不法行為法の接点」於保不

- insbes. S. 201 ff.
  (75) Esser/Schmidt, Schuldrecht, Band I, Allgemeiner Teil, Teilband 2, 5. Aufl., 1976, S. 268. vgl. Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts, Band I, 14. Aufl., 1987, S. 619.
  (76) Heinze, a.a.O., S. 206. 連帯價極は民法四二八条以下に規定される。

る。(第二文省略)」 住意に各價権者に対して給付を行うことができ 付の義務を行うときは(連帯價権者)、價務者は、 を請求することができ、價務者が一回限りの給 を請求することができ、價務者が一回限りの給

四〇五頁 [寺田正春] を参照。邦訳条文は、椿=右近編・前掲書(一九八八年)

- Heinze, a.a.O., S. 207.
- (78) Heinze, a.a.O., S. 211. なお、賃金の不払いが生じた場合、ハインツェによれば、労働者につき民法二七三条に基づく留置権を有することになる。民法二七三条に基づく留置権を有することになる。民法二七三条は次のような規定である。

#### 二七三条

(留置権)。」(第二項以下省略) (留置権)。」(第二項以下省略) は、自らが受けるべき給付が履行されるまで、は、自らが受けるべき給付が履行されるまで、は、自らが受けるべき給付が履行されるまで、は、自らに競求権を有するときは、かかる債権関に達した請求権を有するときは、かかる債権関にをして、自らに競務が生

九七頁 [大内和直] を参照。邦訳条文は、椿=右近編・前掲書(一九八八年)

続、貸主の下で就労する権利の継続を願ってい就労は一時的なもので、貸主との労働契約の継続当まで当該労働契約の契約当事者であろうとおくまで当該労働契約の契約当事者であろうとおり、時的に借主へ派遣することのみを考えており、時的に借主へ派遣することのみを考えており、時的に借主へ派遣することのみを考えており、時的に借主へ派遣することのみを考えており、時的に借主へ派遣することのみを考えており、

- Heinze, a.a.O., S. 197 f. ىك vgl. Heinze, a.a.O., S. 193 ff
- 1170 Rdnr. 15 ; Becker, Arbeitsrecht-Blattei terbuch des Arbeitsrechts/Mettlach, 1995, § Arbeitsrecht, 4. Aufl., 1992, S. 299; Handwör-(D) Leiharbeitsverhältnis I, 1989, unter VI Schaub, a.a.O., S. 919; Zöllner/Loritz
- (⊗) Mettlach, a.a.O., §1170 Rdnr. 15, Becker, a.a.O., unter VII 1c. 102;
- Schaub, a.a.O., S. 258.
- (5) Schaub, a.a.O., S. 919, 930; Zöllner, 主の事業所への「繉入(Eingliederung)」によっ unter VII 1b. なお、メトラッハは、労働者の借 §1170 Rdnr. 14, 121a, 126; Becker, a. a. O., a. a. O., §168 Rdnr. 69 f. Becker, a. a. O., unter VII 1b; Marschall Loritz, a.a.O., S. 299; Mettlach, a. a. O. Mettlach, a. a. O., §1170 Rdnr. 13, 119;
- (%) vgl. Larenz, a.a.O., S. 224 ff.; BGH vom 修 引 現代契約法体系 第一巻 現代契約の法理 信「契約の第三者に対する効力」遠藤浩ほか監 えば、奥田・前掲論文二二九頁以下、田上富 ラーレンツの見解を紹介する邦語文献として 15. 1959, NJW 1959, 1676 = JZ 1960, 124.

て当該義務が生じるとする。

Schaub, a.a.O., S. 919, 930.

』(有斐閣、一九八三年)一〇三頁以下を参照

- Mettlach, a.a.O., §1170 Rdnr. 102
- a.a.O., unter VIIIb. Schaub, a.a.O., S. 919. vgl. Becker
- a.O., S. 299; Mettlach, a.a.O., §1170 Rdnr 73 : Becker, a.a.O., unter VII1b Schaub, a.a.O., S. 258; Zöllner/Loritz, a

- 92 91 ARS 33,
- ARS 40, 10
- 二七八条 民法二七八条は次のような規定である。

(9) | 調負労働 (Unternehmerarbeit) は、貸借労 同一の範囲において貴任を負う。(第二文省略)」 |三五頁 [今西康人]を参照。 めに使用する者の過失について、自己の過失と 「債務者は、法定代理人および義務の履行のた 邦訳条文は、椿=右近編・前掲醬(一九八八年)

- 論者が存在した。vgl. Endemann, a.a.O., S 場する以前には、膌負労働という文言を用いた **働関係と同義と思われる。学説における籐論を** 概観すれば、ヒュックやニキッシュの見解が登
- RGZ 170, 216
- の八九八条と八九九条は次のような規定であっ 15. 12. 1924(RGBl. I S. 779. ))」である。そ ヒ保険法(Reichsversicherungsordnung vom 正式には、「一九二四年一二月一五日のライ

#### 八九八条

分の金額に制限される。」 業主の債務は、災害保険補償金額を上回った部 生じた損害を賠償する義務を負う。その際、專 他の法律上の規定によって、…当該事故により 年金瞷求権を有していない被保険者およびその **事故を引き起こしたと確定された場合にのみ、** 遺産相続人に対しても、 損害賠償に関するその 「事業主は、刑事手続上、当該事業主が故意に

害賠償請求権、 る、事葉主の授権者もしくは代理人に対する損 「前条は、被保険者およびその遺産相続人によ そして事業所監督者と労働監督

社会保険の保険者が受領する給付分について、 賠償請求権は、労災事故の結果、法令に基づき 災害が生ぜしめた損害を賠償する義務を負う。 関するその他の法律上の規定により、当該労働 こした場合、もしくは、当該労働災害が一般的 減額される。 被保険者、その同僚ならびに遺産相続人の損害 権を有していないとしても、人的損害の賠償に 相続人に対して、たとえそれらの者が年金請求 所で就労する被保険者、その親族ならびに遺産 取引に関連して生じた場合にのみ、自らの事業 「⑴事業主は、自らが労働災害を故意に引き起

判決(DB 1963, 1646)、一九六五年一二月一四 下のものがある。一九五八年三月二一日判決 (2)前項は、他の事業主の下で就労する者に対す (VersR 1958, 376)、一九六三年一〇月二二日 害賠償請求権にも適用される。」(第三項省略) る被保険者、その親族ならびに遺産相続人の損 連邦通常裁判所の裁判例として、例えば以

る。」(第二項以下省略) 者に対する損害賠償請求権に対しても適用され

- RGZ 171, 392.
- BGHZ 8, 330.
- BGHZ 21, 207
- .凹) その「編入」を支える基準は、労働者が借 vgl. BGHZ 21, 207 (213). sönliche Abhängigkeit)が存在するか、である。 主の指揮命令に服しているか、人的従属性(per-
- gesetz vom 30. 4. 1963)」によって、八九八条 同条は次のような規定である。 と八九九条が改正され、現行六三六条となる。 战(Das Unfallsicherungs-Neuregelungs-「一九六三年四月三〇日の災害保険新規側

日判決(DB 1991, 1681)がある。 日判決(DB 1985, 2697)、一九九一年二月二八 日判決(BAGE 25, 514)、一九八五年一月一五 日判決(DB 1969, 1896)、一九七四年二月一五 所の裁判例としては、例えば一九六九年七月一 日判決(NJW 1966, 452)。また、連邦労働裁判

- ARS 29, 278.
- 三年)五八八頁を参照。 律用語辞典 [改訂增補版]』(大学督林、 文堂、一九九〇年)二九三頁、山田晟『ドイツ法 する。田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』(郁 公法上の法人であり、貯蓄を主たる業務と
- vgl. Schaub, a.a.O., S. 130.
- らの主張が第一期の主張と同旨であるためには、 労働契約関係に戻るとされる。したがって、彼 こと。再就労髖求権が、労働契約上原則的に認 次の二点が前提となる。復帰命令権が、コンツ められる就労請求権の一形態と捉えられること。 ェンの指摘のように指揮命令権の一内容である 貸主と労働者との関係は、通常の二者間の かかる場合、ヒュックとニキッシュによれ
- (㎡) 契約参加説に対してコンツェンは以下のよ 病のリスク(Urlaub- oder Krankheitsrisko)を 借主と貸主との契約によって、借主が休暇や疾 は当事者意思を誤って解釈することになる」、 負担しない場合…、これを契約参加とすること うに批判する。「個別事例において、…契約参加 という解釈が妥当する場合もあり得る。しかし vgl. Konzen, a.a.O., S. 280
- nis)」は、学説における労働契約から切り離され と同義である。それは、かかる労働関係に基づ た「労働関係」概念とは異なり、労働契約関係 いて何らの権利義務関係も導き出されていない 本判決のいう「労働関係(Arbeitsverhält

- ことを考えれば、明らかである
- (Ⅲ) ドイツ労働法は、いまや労働契約から切り a.a.O., S. 38. Schaub, 離された「労働関係」概念を否定する。vgl Arbeitsvertrag im Konzern, 1983, S. 54. a.a.O., S. 131; Zöllner/Loritz,
- (山) 下級審とはいえ、ベルリン州労働裁判所 と同様の理解に基づくのではないだろうか。 もに参照判例とする。vgl. DB 1981, 1095. 筆者 九八一年二月九日判決は、②判決と⑥判決をと
- こととも一致するように思われる。vgl. 要約したものとして、鎌田・前掲論文五四頁以 BVerfGE 21, 245 (266). なお、右判決を邦文に 務関係の全ての態様から判断される、と述べた 年四月四日判決が傍論において、労働関係は双 かかる考え方は、連邦憲法裁判所一九六七
- 働研究所、一九九二年)七五頁以下。 渡淳一郎 [三者間労務供給契約の研究] (総合労 会雑誌三三〇号(一九八六年)三九頁、松崎隆「出 夫「労働者派遺法と労働契約関係」日本労働協 渡辺裕・前掲論文のほか、例えば、土田道

[付記] 本稿は、一九九四(平成六)年度およ 果の一部である。 補助金 (特別研究員奨励費) による研究成 び一九九五(同七)年度文部省科学研究費





